

平成30年3月議会

Q 官地の空き家対策及び活用？

A 条例に基づく管理をしていきます

問

官地に建っている住宅が空き家となった場合の村の対応は。

○村長

村条例に基づき、相続や会社の合併による承継に限って権利譲渡を認めることはありますが、所有者に原状回復の通知をします。

問

官地も新たに住宅地として開放する考えはないか。

○村長

この堤塘敷は、堤防として適正に管理していくため住宅地として開放する考えはありません。

問

今の条例では住宅が建たない内容だが、現実に住宅があるのを見ると、条例が適切に運用されていなかったのではないか。

○村長

過去の経緯は不明です。

問

過去の経緯から条例を改正して、住宅が建てられるよう柔軟に対応できないか。

○村長

当分は現状のままとしたい。将来的には検討する時期がくると考えます。

Q 自転車保険の義務化

A 交通ルールの順守等ソフト対策を推進します

問

名古屋市は自転車保険を義務化しているようだが、飛島も義務化を考えてはどうか。

○村長

自転車を利用する場合の交通ルールの順守、マナー向上に向けてソフト対策の充実を図ってまいりたいと考えます。

問

飛島学園の自転車保険の加入状況は。

○教育部長

調査した結果、ほぼ50%程度でした。

問

企業では車で通勤する場合、任意保険の加入が義務づけられているが、通学にも保険加入が必

要ではないか。

○教育長

他の学校の状況を確認していきたいと思います。

要望

事故が起こってからでは遅いので、適切な対応をお願いしたい。